

関厚発0401第130号
平成28年4月1日

各都県知事 殿

関東信越厚生局長

関東信越厚生局における地域包括ケア推進業務の開始について

標記について、本日、厚生労働省老健局より平成28年度から地方厚生局において地域包括ケアの構築の支援に関する業務が新たに開始されることについて通知がなされたところであります。

もとより地方厚生局は、地域の身近な行政機関としての役割を果たすべく業務を推進してきたところでありますが、今般、我が国の重要な課題である少子高齢化の中での持続可能な医療・介護保険制度の構築を一層推進するため、地方厚生局においても地域包括ケアの普及定着を任務とする組織を設置し、その実現に向けて取り組むこととなったものであります。

関東信越厚生局がこれに関し行う業務としましては、地域支援事業等の実施状況の把握、助言、支援等、さらには地域支援事業費交付金等予算の執行が想定されておりますが、当面、普及啓発事業の実施に努めることとしております。事業の実施に当たっては、都県の意向を踏まえた上で実施することが重要と考えており、このため、まず事業内容について都県と協議の上、ご理解いただきながら事業を実施することとしたいと考えております。

具体的には、現状把握及び普及啓発事業の内容や実施方法等について協議させて頂く場として、都県の担当課長及び関東信越厚生局地域包括ケア推進課長等をメンバーとする「関東信越厚生局地域包括ケア推進協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)を設け、本協議会の運営を通じて事業の具体化を図ってまいりたいと考えておりますので、関係担当課長等への伝達及び協議会への参加について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

関東信越厚生局は、地域包括ケア推進業務開始を契機として、都県・市区町村との新たな関係構築に向けて前進してまいりますので、今後一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。